



第5章 基本方針と施策





5 - 1 基本方針と施策の体系

本町が目指す緑の将来像の実現に向けて、3つの基本方針を設定するとともに、次のような施策の推進を図ります。





個別施策

対応するSDGsの目標

①愛鷹山麓の森林の保全	②河川の自然環境の保全	  
①丘陵地に広がる優良農地の保全	②市民農園等による遊休農地の有効活用	 
①天然記念物等の貴重な緑の保全・継承 ③鮎壺の滝などの地域を特徴づける水辺の保全・活用	②社寺境内地等の保全・活用	
①桜やイチヨウなどの並木の保全		
①集落地における生け垣や庭木等の保全	②駿河平地区における潤いある住環境の保全	
①大規模開発等における緑や水辺の保全に関する指導		 
①身近な都市公園の計画的な整備 ③既存公園の計画的な長寿命化や更新 ④公園におけるユニバーサルデザイン化の推進 ⑤民間活力を活かした公園施設整備の検討	②町のシンボルとなる公園の整備・活用	 
①町の玄関口における緑化の推進 ③公共施設における緑化の推進 ⑤都市施設の整備や開発等に合わせた緑化の推進	②住宅における緑化の促進 ④工業地における緑地の確保	 
①小規模な緑地・広場等の整備・活用 ③暫定的な緑地の確保方策に関する研究	②民有地の緑を地域で活用する仕組みの検討	
①街路樹の保全と見直し ③花による道路緑化の推進	②緑や水辺の散策コース等の整備・充実	  
①避難路・避難地としての緑の確保・強化	②公園の防災機能の確保	 
①都市公園の管理・運営における民間活力導入の検討 ②公園を活用したイベント等の開催と町民活動の促進 ③公園を活用した地域コミュニティの醸成	④パークマネジメントの推進	 
①自然とふれあう施設の充実	②緑を活かした観光交流等の推進	
①緑のカーテンの普及促進 ③庭木等のマッチングサービスの検討	②住宅の緑化を楽しむ環境づくり ④地域に適した緑化方策の研究	 
①緑や水辺に関する情報発信 ③イベント等を通じた普及・啓発と意識の醸成	②緑に関する体験・学習の推進 ④緑化活動に対する表彰等の推進	 
①緑化活動団体の支援	②アダプト制度などによる緑や水辺の維持管理	



5-2 基本方針・目標水準・施策

基本的な考え方に基づき将来像を実現するためには、様々な人が関わるなかで、大切な緑や水を守り次世代に伝え、緑や水を創り、結び、関わる人を育み、活かすことが求められます。そこで、本町の緑に関する取組みについて、3つの基本方針を設定します。

それに合わせ、基本方針ごとに目標水準を掲げ、施策の計画的かつ効率的な推進を図っていきます。目標水準は、計画の目標年次である令和22(2040)年度とその中間の令和12(2030)年度における水準を定めます。さらに、超長期的な目標として令和23(2041)年度以降を想定した目標水準も設定します。

なお、基本施策ごとに関連するSDGsの目標を表示します。



基本方針1 緑を守る・伝える

●方針

- ・本町を印象づける愛鷹山麓の樹林地、河川、並木道は、それらが有する環境、防災、レクリエーション、景観形成などの機能を十分に発揮できるよう、適切に保全します。
- ・農地は、多面的機能を発揮できるよう適切に保全します。
- ・古木・大木、歴史文化資源とともにある樹林地、伊豆半島ユネスコ世界ジオパーク関連資源、本宿用水などの水辺は、地域の歴史や文化等を伝える緑や水辺として保全します。
- ・緑豊かな住宅地や既存集落地は、緑豊かで潤いある環境を保全します。
- ・生物多様性の保全や環境問題への対応に寄与するため、樹林地や農地、河川について、動植物の生息・生育環境や都市における貴重な自然環境として保全します。また、防災面等でやむを得ず整備を行う場合にも、自然環境や生物多様性の保全等に配慮します。

●目標水準

◆目標指標1-1◆

樹林地や農地が減少傾向にある中、公園・広場等の整備により、都市計画区域における緑地の割合の現状維持を目指します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
都市計画区域における 緑地の割合	56.06%	56%	56%	56%
	平成29年度末	令和12年度末	令和22年度末	令和23年以降
【指標の定義】 都市計画区域に占める「施設緑地及び地域制緑地の合計」の割合				

◆目標指標1-2◆

身近な緑の保全・創出等により、多くの町民が緑豊かだと感じる住環境の形成を目指します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
住まいのまわりが「緑豊か」 だと思う町民の割合	71.1%	75%	80%	80%以上
	平成30年度	令和12年度	令和22年度	令和23年以降
【指標の定義】 町民意識調査の設問「森林や川、農地、公園、街路樹や花壇、庭や店先の花や緑など、あなたの住まいのまわりが『緑豊か』だと思いますか」で、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した町民の割合（「わからない」「無回答」を除く）				



●施策

(1) 豊かな自然の緑や水辺の保全



① 愛鷹山麓の森林の保全

愛鷹山麓の森林は、市街地の背景や緑の骨格を形成するとともに、水源涵養をはじめ、温室効果ガスの吸収や生物多様性の保全等、様々な面で本町の環境維持に大きく寄与していることから、森林整備計画等に基づき間伐等の維持管理を行い、今後も保全していきます。また、再生可能エネルギー発電設備の設置を抑制します。



愛鷹山麓

<主な取組>

- ・森林整備計画に基づく森林の保全
- ・再生可能エネルギー発電設備に関する条例の制定

② 河川の自然環境の保全

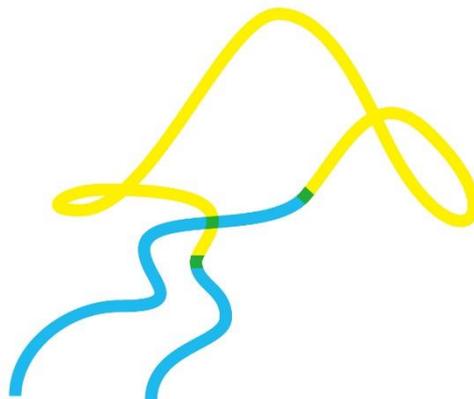
黄瀬川や桃沢川等の河川は、定期的な水質環境をチェックするとともに、水源の保全や下水道施設の整備等により、水質・水量等の保全に努めます。また、環境保全や景観形成、土砂災害防止、生物多様性保全等の多面的機能が発揮されるよう、河川沿いの斜面緑地の保全を図ります。



桃沢川

<主な取組>

- ・河川における定期的な水質検査の実施と適切な対応
- ・汚水処理施設の整備や適切な維持管理
- ・水源となる森林や河川沿いの斜面緑地の保全・管理



MOMOZAWAGAWA



(2) 農地の保全



①丘陵地に広がる優良農地の保全

丘陵地を中心に広がる農地は、担い手への農地集積や優良農地の適正管理、農業振興方策の実施等により、農地としての保全を図ります。

<主な取組>

- ・農業振興地域整備計画に基づく農用地の保全
- ・担い手への農地の集積
- ・地産地消等の農業振興策の推進



丘陵地の農地

②市民農園等による遊休農地の有効活用

市民農園等の栽培活動は、町民のレクリエーション等に寄与することから、既存農園の利用を促進するとともに、市民農園や共同の菜園の新規開設や運営の相談等に対応し、遊休農地の有効活用を図ります。

<主な取組>

- ・市民農園等に関する情報発信
- ・市民農園等の開設や運営等に関する相談対応



市民農園

(3) 地域固有の緑や水辺の保全・継承



①天然記念物等の貴重な緑の保全・継承

県指定天然記念物である「下土狩のイチョウ」や地域のランドマークとなっている古木や大木等は、地域の歴史や文化を伝え、郷土愛を育む緑として、適切に保全し、次世代に継承していきます。

<主な取組>

- ・天然記念物の指定継続
- ・景観法に基づく景観重要樹木の指定の検討



下土狩のイチョウ

②社寺境内地等の保全・活用

地域の歴史を伝え、市街地内の貴重な緑である社寺林は、地域等との協働により適切に保全するとともに、社寺境内地の緑地を日常的な地域住民の交流や憩いの場として有効に活用します。

<主な取組>

- ・景観法に基づく景観重要樹木の指定の検討
- ・社寺境内地の公園的活用の検討
- ・地域住民との協働による維持管理



市街地の社寺林



③ 鮎壺の滝などの地域を特徴づける水辺の保全・活用

伊豆半島ユネスコ世界ジオパークに認定されたジオサイトである鮎壺の滝や牛ヶ淵、鎧ヶ淵や窪の湧水等は、市街地内に残る貴重な水辺であり、地域の歴史や地形・地質の特徴を表す資源です。また、本宿用水等の歴史的な農業用水も残されています。

これらの水辺資源は、地域住民や事業者、各種団体等との協働により美化し、維持・保全するとともに、観光交流のほか、自然や郷土史を学ぶ学習等に活用していきます。

<主な取組>

- ・ジオサイトに関する情報発信
- ・町民や各種団体等との協働による水辺の美化活動等の実施
- ・ジオサイトや本宿用水等を活用した自然や郷土史の学習等の開催
- ・ジオサイト周辺の環境整備



鮎壺の滝



窪の湧水

(4) 四季を感じる緑の保全



① 桜やイチョウなどの並木の保全

桜堤の桜や駿河平のイチョウ等の並木道は、季節の変化を感じられる市街地や住宅地内の一団の緑として、協働による維持管理を行い、適切に保全していきます。

<主な取組>

- ・協働による並木道の維持管理
(町：剪定等、地区：落ち葉拾い等)



駿河平のイチョウ並木



(5) 緑豊かな住宅地、集落地等の保全



① 集落地における生け垣や庭木等の保全

農地や里山等に囲まれた既存集落地は、住宅敷地内やその周辺の生け垣や花木等の保全を図るとともに、これらの維持管理をサポートする仕組みづくりを検討します。

<主な取組>

- ・住宅敷地内の生垣設置補助
- ・住宅敷地内における樹木等の維持管理支援方策の検討
- ・樹木の適切な維持管理に関する情報発信・啓発



元長窪の集落地

② 駿河平地区における潤いある住環境の保全

駿河平地区は、地区計画制度や街づくり協定等を維持し、ゆとりある住宅地の形成と住宅地内の緑地の確保に努め、潤いある住環境を保全します。

<主な取組>

- ・住宅敷地内の生垣設置補助
- ・地区計画制度と街づくり協定の適切な運用



駿河平

(6) 緑や水辺の保全に配慮した開発等の誘導



① 大規模開発等における緑や水辺の保全に関する指導

北西部の森林は、開発を抑制し、緑の保全を図ることを基本としますが、止むを得ず森林等の伐採を行う場合は、土地利用事業指導要綱等に基づき、適正な土地利用を誘導します。

また、緑や水辺への影響を最小限に抑えるため、国や県、庁内関係各課等と連携して開発者への指導を行います。

<主な取組>

- ・土地利用事業指導要綱に基づく土地利用の誘導
- ・都市計画法等に基づく開発行為に関する指導



基本方針2 緑を創る・つなげる

●方針

- ・本町が目指すまちづくりの考え方を踏まえて必要な公園の整備を進めるとともに、既存の公園においては、子育て支援や健康づくりなど、地域の実情に応じて必要とされる公園の機能を見直し、質の向上を図ります。
- ・住宅地や企業の敷地内緑化、駅前広場や道路などの公共用地の緑化により、身近に緑を感じられ、快適に住み働ける環境づくりを進めます。
- ・水辺や道路等を活用して緑や水辺のネットワークを形成するとともに、町民の健康づくり等を促します。
- ・避難や延焼防止等に役立つ公園やオープンスペース、避難路となる道路に緑を確保します。

●目標水準

◆目標指標2-1◆

計画的に都市公園を整備し、将来的には「長泉町都市公園条例」及び「長泉町都市公園の設置及び管理に関する規則」で定める標準水準の達成を目指します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
都市計画区域内における 住民一人あたり都市公園面積	6.87 m ² /人	8.0 m ² /人	9.3 m ² /人	10.0 m ² /人
	平成 29 年度末	令和 12 年度末	令和 22 年度末	令和 23 年以降
【指標の定義】 都市計画区域内都市公園面積÷都市計画区域人口（目標値の人口は社人研推計による）				

◆目標指標2-2◆

市街地内において計画的に都市公園を整備し、将来的には「長泉町都市公園条例」及び「長泉町都市公園の設置及び管理に関する規則」で定める標準水準の達成を目指します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
市街化区域内における 住民一人あたり都市公園面積	1.42 m ² /人	2.7 m ² /人	4.0 m ² /人	5.0 m ² /人
	平成 29 年度末	令和 12 年度末	令和 22 年度末	令和 23 年以降
【指標の定義】 市街化区域内都市公園面積÷市街化区域人口（目標値の人口は社人研推計による）				

◆目標指標2-3◆

立地適正化計画で定める居住誘導区域において、身近に都市公園がある住環境を形成します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
居住誘導区域における 都市公園誘致圏カバー率	52.3%	55%	70%	80%
	平成 29 年度末	令和 12 年度末	令和 22 年度末	令和 23 年以降
【指標の定義】 居住誘導区域における都市公園誘致圏（街区公園：250m、近隣公園：500mとして計算）のカバーする範囲の割合				



●施策

(1) 緑の拠点となる公園・緑地の整備と改善



①身近な都市公園の計画的な整備

既存の都市公園の配置状況や居住誘導の考え方等を踏まえ、都市公園が不足している地域において、街区公園等の身近な都市公園を整備します。

<主な取組>

- ・街区公園の整備（中土狩日吉神社公園など）
- ・都市公園の不足する地域における街区公園等の整備



中土狩第二広場

②町のシンボルとなる公園の整備・活用

水と緑の杜公園は、在来種の植樹による森づくりを進め、駿河平自然公園等とともに豊かな自然とのふれあいが楽しめる公園として活用します。また、鮎壺の滝の隣接地に鮎壺公園を整備し、市街地内でのレクリエーションや休憩、観光交流等に活用します。

長泉町健康公園や御嶽堂公園は、健康増進や住民の交流を育む公園として適切な管理や利用促進を図るとともに、必要に応じて再整備を検討します。

<主な取組>

- ・鮎壺公園の整備
- ・水と緑の杜公園における森づくり
- ・水と緑の杜公園や駿河平自然公園における各種イベント等の開催
- ・御嶽堂公園の再整備の検討



鮎壺広場（鮎壺公園整備予定地）



水と緑の杜公園

③既存公園の計画的な長寿命化や更新

整備から長期間経過した公園が増加していることから、公園施設長寿命化計画の策定を検討し、長期的な視点で計画的な補修や更新等を行います。また、必要に応じて、子どもの安全な遊び場の確保や防災機能の向上など、住民ニーズを踏まえた公園機能を充実させることを検討します。

<主な取組>

- ・公園施設長寿命化計画の策定検討
- ・計画的な公園施設の補修、更新
- ・既存公園の再整備の検討



惣ヶ原公園



④公園におけるユニバーサルデザイン化の推進

誰もが安心して公園を利用できるよう、公園の園路や主要施設などについてユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。

<主な取組>

- ・公園の園路や主要施設等のユニバーサルデザイン化の推進



長泉町健康公園

⑤民間活力を活かした公園施設整備の検討

都市公園の効率的な整備や魅力向上等を図るため、公募設置管理制度（Park-PFI）^{注1}や設置管理許可制度^{注2}、PFI事業^{注3}等の活用を検討します。

<主な取組>

- ・公園施設の整備における民間活力導入可能性の調査



都市公園における民間活力導入例
(東京都/上野恩賜公園)

(2) 市街地における緑化の推進



①町の玄関口における緑化の推進

町の玄関口である鉄道駅周辺や新東名高速道路の長泉沼津 IC 周辺は、来訪者に対して快適な印象を与えることができるよう、高木植栽や壁面緑化、花を使った修景等により、緑化を推進します。また、無機質な印象を改善するため、鉄道駅周辺の駐車場の緑化を促進します。

<主な取組>

- ・鉄道駅周辺における高木植栽や壁面緑化等の推進
- ・ハンギングバスケットや地域住民との協働で管理する花壇等による美化
- ・鉄道駅周辺における駐車場の緑化を促す制度の創設検討
- ・景観形成重点地区計画（新東名長泉沼津 IC 周辺地区）に基づく緑化の誘導



下土狩駅前



地域住民と協働で管理する花壇

注1 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法。

注2 都市公園法で定められた制度で、公園管理者（自治体）が民間事業者などに公園施設（飲食店や売店などを含む）の設置と管理を許可する制度。

注3 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。



②住宅における緑化の促進

まち並み景観の向上や住宅地の防災機能の向上のため、住宅敷地内の生垣設置を促進します。また、苗の配布や情報発信等により、緑のカーテンやプランターを使った緑化、庭木の植栽等を促進します。

さらに、マンション等の大規模建築物は、周囲に与える影響が大きいことから、景観法及び長泉町景観条例等に基づき敷地の緑化等を誘導します。

<主な取組>

- ・住宅敷地内の生垣設置補助
- ・緑のカーテンの苗の配布
- ・住宅敷地内における緑化の支援・啓発
- ・景観法及び長泉町景観条例に基づく大規模建築物の緑化の誘導



緑化された住宅



マンション周囲の緑化

③公共施設における緑化の推進

公共施設は、緑化について先導的な役割を果たすことが求められることから、積極的な緑化に努め、快適な環境を整備するとともに、町民の緑化意識の醸成を図ります。

また、将来の長泉町を背負う子どもたちが身近に緑を感じることができるよう、幼稚園・保育園・こども園や学校等において、園庭や校庭等の緑豊かな環境づくりを検討します。

<主な取組>

- ・公共施設における緑化の推進と適切な維持管理
- ・幼稚園・保育園・こども園、学校等の園庭、校庭における緑豊かな環境づくりの検討



長泉町役場

④工業地における緑地の確保

大規模な工場等では、工場立地法による届け出や景観法及び長泉町景観条例等に基づき建物や敷地内の緑化を誘導します。また、工場敷地内の緑地を一般に開放する仕組みづくりについて検討します。

<主な取組>

- ・工場立地法や景観法及び長泉町景観条例等に基づく工場敷地内の緑化の誘導
- ・工場敷地内の緑地の一般開放に関する仕組みの検討



工場周囲の緑地



⑤都市施設の整備や開発等に合わせた緑化の推進

都市計画道路等の都市施設整備や開発等が行われる場合は、整備・開発にあわせて公園・緑地の配置や街路樹植栽、民間敷地内の緑化等を進め、快適な市街地環境を創出します。

<主な取組>

- ・都市計画道路の整備にあわせて道路の緑化や広場等の整備
- ・都市計画法等に基づく開発行為に関する指導



(都)池田柵線に植栽された街路樹

(3) 身近な緑の確保



①小規模な緑地・広場等の整備・活用

都市公園の整備用地を確保することが難しい市街地内を中心に、小規模な空地を活用した緑地・広場等を整備し、住民や歩行者等が憩い、休息する場として活用します。

なお、小規模な緑地の整備にあたっては、周囲の類似施設等との機能分担に配慮します。

<主な取組>

- ・小規模な空地を活用した緑地・広場等の整備



ポケットパーク

②民有地の緑を地域で活用する仕組みの検討

緑化された個人の庭を一般の方に公開するオープンガーデン制度など、民有地の緑を地域の緑として活用する仕組みを検討します。

<主な取組>

- ・オープンガーデン制度の仕組み検討



オープンガーデンの例
出典：長野県小布施町 HP

③暫定的な緑地の確保方策に関する研究

市街地内の緑地を確保するため、空き地や住宅及び店舗等の低未利用空間、荒れた樹林地等について、利用方法が決まるまでの期間、地域に開かれた暫定的な緑地として町民等が管理・活用できる仕組み等について研究します。

<主な取組>

- ・暫定的な緑地の確保方策に関する事例調査
- ・市街地内の低未利用空間に関する実態調査の検討



低未利用地の暫定活用例
(カシニワ制度／千葉県柏市)
出典：グッドライフアワード（環境省） HP



(4) 緑や水辺のネットワークの形成



① 街路樹の保全と見直し

幹線道路等の既存の街路樹は、まち並み景観の向上や緑陰の形成による日差しの緩和、生物の保全、騒音の緩和、延焼防止等、多くの効果が発揮されるよう、適切に維持管理を行います。また、交通安全やバリアフリーなどの観点から撤去が必要な街路樹は、植え替え等により緑を保全します。

<主な取組>

- ・街路樹の適切な維持管理
- ・街路樹の樹種や配置の見直し



(都)下土狩文教線の街路樹

② 緑や水辺の散策コース等の整備・充実

黄瀬川沿いや桜堤の遊歩道、緑化した道路等の整備や維持管理を進め、公園や緑地、公共公益施設等を結ぶことで、水と緑のネットワークを形成し、健康づくり等を促します。

<主な取組>

- ・黄瀬川遊歩道の整備
- ・桜堤遊歩道の維持管理
- ・散策コースの設定及び案内サイン等の充実



桜堤遊歩道

③ 花による道路緑化の推進

彩りある美しい景観を創出するため、県立静岡がんセンター周辺におけるフラワーロード事業を継続するほか、(都)下土狩文教線におけるハンギングバスケットの適切な維持管理等を行い、緑のネットワークの一部を構成します。

<主な取組>

- ・協働によるフラワーロード事業の実施
- ・(都)下土狩文教線のハンギングバスケットの維持管理



県立静岡がんセンターと花壇



(5) 緑や水辺の防災機能の強化



① 避難路・避難地としての緑の確保・強化

避難路では、ブロック塀の倒壊等による遮断を防止するために、避難路沿道の生垣化等を促進します。また、社寺境内地や地域の広場等は、災害時の一時的な避難場所として協働による管理を進め、安全性の確保を図ります。

<主な取組>

- ・ 避難路沿道の生垣化の補助
- ・ 地域住民等との協働による社寺境内地や広場等の維持管理



住宅周囲の生け垣

② 公園の防災機能の確保

地域防災計画や地域の自主防災組織の意向等を踏まえ、公園は一時避難地として安全性を確保し、必要に応じて、災害応急対策に必要な施設の設置を検討します。

<主な取組>

- ・ 公園の一時避難地としての安全性確保
- ・ 必要に応じた災害応急対策施設の設置検討



一時避難所機能を有する公園



基本方針3 みんなで緑を魅力的に活かす・育む

●方針

- 子育て支援、健康づくり、環境学習、観光交流、コミュニティの醸成など、町民が地域のために行う活動の場として緑や公園等を積極的に活用します。
- 町民等による主体的な緑化に関する活動を推進するとともに、多様な主体が関わり、緑を活かし育む仕組みや機会を創出します。
- 緑や水辺に関する行政と町民、事業者等の意識の共有を図ります。特に、将来を担う子どもたちが緑に関わる機会を確保し、緑の重要性等への理解を促進します。

●目標水準

◆目標指標3-1◆

より多くの町民が、公園や遊歩道等の町内の緑や水辺を利用し、緑の機能を享受することを目指します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
町内の緑や水辺に親しめる場所を利用している町民の割合	40.0%	50%	60%	60%以上
	平成30年度	令和12年度	令和22年度	令和23年以降
【指標の定義】 町民意識調査の設問「公園や川沿いの遊歩道など、町内の緑や水辺に親しめる場所を利用していますか」で、「よく利用している」「ときどき利用している」と回答した町民の割合（「無回答」を除く）				

◆目標指標3-2◆

より多くの町民が、自宅で緑に親しむことを目指します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
自宅で緑に親しむ町民の割合	59.7%	70%	80%	80%以上
	平成30年度	令和12年度	令和22年度	令和23年以降
【指標の定義】 町民意識調査の設問「ご自宅で、庭や菜園づくり、ベランダや室内での植物の栽培、生垣など、植物に親しんでいますか」で、「親しんでいる」と回答した町民の割合				



●施策

(1) 公園の効果的な活用



① 都市公園の管理・運営における民間活力導入の検討

都市公園の質や魅力を高めるため、大規模な都市公園の管理や運営にあたっては、公募設置管理制度（Park-PFI）^{注1}や管理許可制度^{注2}等、民間活力の導入を検討します。

<主な取組>

- ・都市公園の管理・運営における民間活力の導入可能性調査の実施



都市公園における民間活力導入例
(豊島区/南池袋公園)

② 公園を活用したイベント等の開催と町民活動の促進

幅広い世代に公園を有効活用してもらえよう、イベントの開催等を通じて公園の活性化を図ります。また、町民団体等が公園を活用して趣味活動や健康づくり等を行うことを促進します。

<主な取組>

- ・公園における各種イベント等の開催
- ・公園における町民団体等の活動の促進（情報発信等）



水と緑の杜公園におけるイベント

③ 公園を活用した地域コミュニティの醸成

日常的な住民の交流や祭事・イベントの開催、地域や団体による公園・緑地の管理等により、公園や緑を地域コミュニティの醸成に活用していきます。

<主な取組>

- ・公園における地域の祭事やイベント等の開催
- ・公園の管理・運営を通じた地域コミュニティの醸成
- ・公園内に地域のための花壇や果樹園等の整備



出典：三島市 HP
コミュニティガーデンの例

注1 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法。

注2 都市公園法で定められた制度で、公園管理者（自治体）が民間事業者などに公園施設（飲食店や売店などを含む）の管理を許可する制度。



④パークマネジメントの推進

大規模な公園を中心に、町民や団体、事業者、行政等、様々な主体が連携して公園を管理・運営するパークマネジメントを推進し、公園の機能と魅力の向上に努めます。

特に、子どもや子育て世代の意見にも配慮して公園の管理・運営に取り組むほか、管理につながるイベントの開催等により、子どもや子育て世代の参画を促します。



住民等が参画する公園整備の検討

<主な取組>

- ・公園におけるパークマネジメント組織の設立検討
- ・子どもや子育て世代が公園の管理・運営に参画する仕組みづくり

【パークマネジメントのイメージ】

パークマネジメント組織

町民・地域住民・各種団体等の皆さん

●公園の維持管理

- ✓ 清掃
- ✓ 草刈り・落ち葉拾い
- ✓ 生け垣の剪定 など



●利用促進・イベントの開催

- ✓ フリーマーケット
- ✓ マルシェ
- ✓ 地区の祭事
- ✓ 子どもの遊びイベント
- ✓ ミニコンサート など



●公園の運営

- ✓ 公園のルール作り
- ✓ 予約の管理
- ✓ 会議の開催 など



行政

●地域の皆さんでは難しい作業

- ✓ 樹木の剪定
- ✓ 施設の修繕・改修
- ✓ 許可・申請等の手続き
- ✓ 違法行為の取り締まり など

●活動等の支援

- ✓ 広報・周知等への協力
- ✓ 会議等の開催支援
- ✓ 物品・道具等の提供 など

<参画主体（イメージ）>

- ・地元自治会
- ・（仮）管理運営サポーター（町民から募集）
- ・地元子ども会
- ・NPOなどの町民団体（子育てサークル、緑化団体、まちづくり団体など）
- ・指定管理者制度や設置管理許可制度等により、公園の管理や運営に関連する事業者
- ・近隣事業者
- ・長泉町（必要に応じて静岡県や国）



(2) 緑を活かしたレクリエーションや交流の推進



① 自然とふれあう施設の充実

桃沢キャンプ場や桃沢野外活動センター等は、自然散策や川遊び、キャンプ等の野外活動を楽しむことのできる施設であることから、森林や河川等の適切な維持管理を進めるとともに、自然環境等に配慮しつつ、安全性や利便性の向上を図ります。

また、施設の運営には民間のノウハウを取り入れ、利用促進を図ります。

<主な取組>

- ・ 桃沢キャンプ場や桃沢野外活動センターにおける利便性の向上
- ・ 桃沢キャンプ場や桃沢野外活動センターにおける指定管理者制度の継続



桃沢キャンプ場①



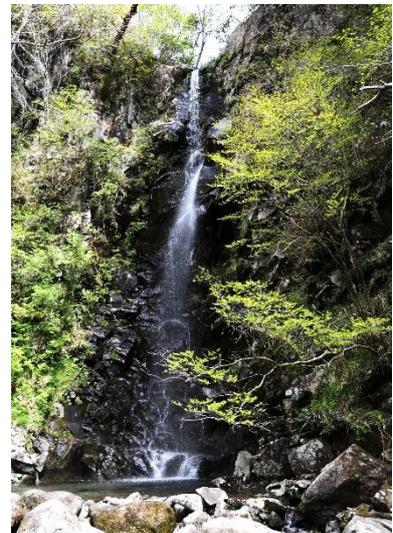
桃沢キャンプ場②

② 緑を活かした観光交流等の推進

町北部の丘陵地は、豊かな自然が残され、駿河湾や市街地を望む良好な眺望景観を楽しむことができることから、つるべ落としの滝や池の平展望公園等を巡る森林のハイキングや農を活かした観光交流、集落や里山を散策し、地域住民との交流を楽しむフットパス^{注1}等、町民や来訪者が緑を活かしたレクリエーションを楽しむ場の創出に努めます。

<主な取組>

- ・ 既存のハイキングコースの維持管理及び安全性の確保
- ・ 農作業体験等のアグリツーリズムの推進
- ・ フットパスコースづくりの検討



つるべ落としの滝

注1 イギリスで発祥した『地域に残るありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小径（こみち）』のこと。特に、里山や森林地帯、古い町並みなど、昔からその地域に残るありのままの風景の中を楽しみながら歩くことのできるコースが設定されることが多い。来訪者と地域住民との温かな触れ合いも楽しみの一つであり、地域住民の郷土愛の醸成も期待できる。



(3) 町民による住宅等の緑化の促進



① 緑のカーテンの普及促進

温室効果ガスの削減や省エネ等に効果がある緑のカーテンについて、公共施設に積極的に取り入れるほか、町民へ苗等を配布し、個人住宅への普及を図ります。

<主な取組>

- ・公共施設における緑のカーテンの設置
- ・緑のカーテン（ゴーヤ等）の苗の配布



ゴーヤ苗の配布

② 住宅の緑化を楽しむ環境づくり

町民が住宅の緑化を楽しむことができるよう、優れたガーデニング事例の紹介など、住宅の緑化に関する情報発信等を行います。

また、生涯学習分野と連携し、ガーデニングや庭木の生育・管理、フラワーアレンジメント等に関する講座等の開講を検討します。さらに、花や緑に関する知識や技術を持つ町民等を人材バンクに登録し、自主的に取り組む緑化活動等に対してアドバイスや支援をする仕組み（緑のコーディネーター制度）の創設を検討します。

<主な取組>

- ・広報紙等による住宅の緑化に関する情報発信
- ・花や緑に関する生涯学習講座の開講検討
- ・緑のコーディネーター制度の創設検討



庭先のガーデニング

③ 庭木等のマッチングサービスの検討

緑を守り、緑化を推進するため、家庭で止むを得ず処分しようとする樹木や花等を町へ登録し、これらを必要とする方に斡旋する仕組みや、地域で大切に保全したい樹木等を評価し、必要に応じて地域住民等で管理する仕組み等の創設を検討します。

<主な取組>

- ・庭木等のマッチングサービスの仕組み検討
- ・地域で保全したい樹木等を評価・管理する仕組み検討



緑化された住宅



④地域に適した緑化方策の研究

市街地内と丘陵地で取り巻く環境が異なることから、丘陵地での野生鳥獣対策や市街地内での効果的な緑化等、地域に適した緑化方策について研究するとともに、必要に応じて町民等への情報提供を行います。

<主な取組>

- ・周辺環境別の緑化方策に関する研究・情報提供



野生鳥獣対策

(4) 緑や水辺に関する行政と町民、事業者等の意識の共有化

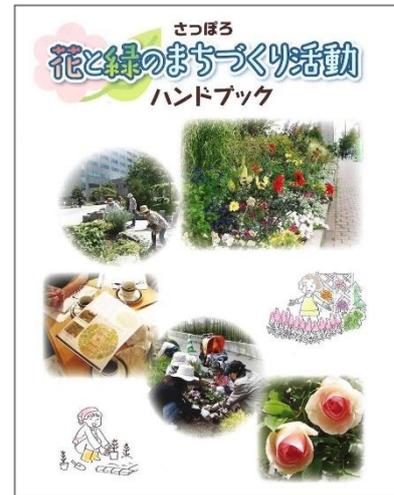


①緑や水辺に関する情報発信

町のホームページやSNS、ハンドブック等を用いて、緑や水辺の重要性や多面的機能、緑化に関する事業・制度、簡単にできる方法、優良事例等をわかりやすく発信し、町民等の緑化意識の向上を図ります。

<主な取組>

- ・町ホームページやSNSを活用した情報発信
- ・町民や事業者向けの緑化等に関するパンフレット・ハンドブック等の配布



ハンドブックの事例（札幌市）
資料：札幌市HP

②緑に関する体験・学習の推進

町民の緑に対する意識の醸成のため、緑や花、農作業等に関する体験や学習機会の提供に努めます。特に、将来を担う子どもたちに対しては、学校や幼稚園・保育園・こども園と連携しつつ、植物栽培の知識やノウハウを提供する人材の募集・育成等を支援し、緑や環境に関する体験・学習機会を設けるよう検討します。

<主な取組>

- ・緑や花等に関する勉強会等の開催
- ・学校や幼稚園・保育園・こども園と連携した緑や環境に関する学習機会の確保
- ・緑に関する人材の募集・育成支援



小学生の田植え体験



③ イベント等を通じた普及・啓発と意識の醸成

町民の緑に関する意識の向上と緑に接する機会を創出するため、各種イベント等において緑化手法の紹介や緑化に関する相談対応等を行うブースの出展等を行います。

また、水生生物の観察や稚魚放流等のイベントを開催し、水辺の大切さ等を啓発します。

<主な取組>

- ・各種イベント等における緑化に関するブース出展
- ・水辺におけるイベント等の開催



アマゴの放流
資料：しずおか河川ナビゲーション

④ 緑化活動に対する表彰等の推進

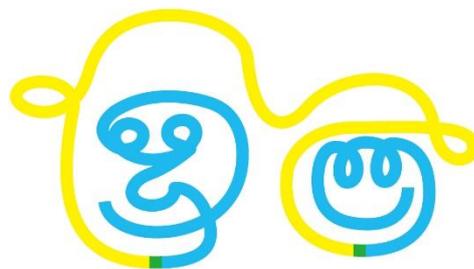
花と緑のコンクール等の表彰制度を継続的に開催するとともに、広く周知し、緑化に対する町民意識の向上を図ります。また、緑化等に関して優れた取組みを行う団体や事業者の表彰を行う制度の創設を検討します。

<主な取組>

- ・花と緑のコンクールの継続開催
- ・イベントにおける花や緑に関する表彰の検討
- ・緑化等に関して優れた取組みを行う団体や事業者に対する表彰制度の創設検討



団体が管理している花壇



CHILDREN & ELDERLY



(5) 協働による緑や水辺の維持管理の促進



① 緑化活動団体の支援

地域住民や各種団体等が行う緑や花、水辺等の美化や維持管理、森づくり等の活動を支援するとともに、花の種や苗木等の配布や専門家の派遣、活動費用の一部負担等を行う助成制度を周知し、町民等による主体的な緑化等の活動を促進します。

また、緑化活動等を行う団体のPRを行うほか、参加者募集等を支援します。

<主な取組>

- ・協働によるまちづくり推進事業補助制度の継続
- ・緑化活動に関する支援制度の周知
- ・緑化活動団体等のPRや参加者募集等の支援



花の配布

② アダプト制度などによる緑や水辺の維持管理

地域や事業者、行政等の協働により道路の緑地の維持管理や河川の美化等を進めるために、アダプト制度^{注1}等を活用するほか、地域が行う美化活動等を支援します。

<主な取組>

- ・リバーフレンドシップ制度^{注2}やアダプトプログラム^{注1}等の活用
- ・地域で実施する河川清掃等に対する支援



河川清掃

注1 公園などの公共施設において、行政等が物品の支給等の支援を行い、美化清掃や草刈り等の維持管理を地域住民等にご協力いただく制度。

注2 住民、利用者等がリバーフレンド（川のともし）となり、川の清掃や除草等の河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的とする静岡県の制度、静岡県や地元市町は連携して活動団体の取組みを支援する。